

7月21日(土)、  
22日(日)

# 2018富田林ドリームフェスティバル 無料臨時バスを運行します

2018富田林ドリームフェスティバル、プロ野球ウエスタン・リーグ公式戦「オリックス・バファローズ」VS「広島東洋カープ」が7月21日(土)、22日(日)、いずれも午後1時～、富田林バファローズスタジアム（総合スポーツ公園野球場）で開催されます（雨天中止）。

試合が開催される2日間、南海高野線「金剛駅」～富田林市役所～総合スポーツ公園を結ぶ無料臨時バスを運行しますので、ぜひご利用ください。乗り場は、金剛駅は東出口より南へ約45mの臨時バス停、市役所は第1駐車場前となっています。また、時刻表は右表のとおりです。

※大阪狭山市役所～総合スポーツ公園を結ぶ無料臨時バスの運行もあります。時刻表など詳しくは、大阪狭山市社会教育・スポーツ振興グループ〔☎072(366)0011〕へお問い合わせください。

なお、当日は大抽選会が開催されたり、野球観戦をより楽しめる食べ物屋台が出店されたりします。

イベント広場では、物産展や特産物の即売会などもありますので、皆さんぜひお越しください。

## 《無料臨時バス時刻表》

■金剛駅前発（市役所経由、総合スポーツ公園行き）

9時	50分
10時	10分・55分
11時	15分
12時	00分・20分

■市役所発（総合スポーツ公園行き）

9時	
10時	8分・28分
11時	13分・33分
12時	18分・38分

○総合スポーツ公園発（市役所経由、金剛駅前行き）

14時	25分
15時	00分・40分
16時	15分・55分
17時	30分

### 所要時間

金剛駅前 → 市役所 → 総合スポーツ公園（約33分）  
総合スポーツ公園 → 市役所 → 金剛駅前（約42分）

※交通事情により遅れが生じる場合があります。あらかじめご了承ください。  
※乗車定員を超えた場合は乗車できません。次の便のバスをご利用ください。なお、各日最終のバスが乗車定員を超えた場合、タクシーなど他の交通機関をご利用いただくことになります。あらかじめご了承ください。

## 《前売り券を販売しています》

入場券	前売り	当日
大人 (高校生以上)	1000円	1200円
子ども (小・中学生)	500円	600円

※前売りで完売した場合、当日券はありません。詳しくは、下記販売店へお問い合わせください。

◆きらめきファクトリー〔☎(24)5500〕（午前10時～午後9時）

◆上野スポーツ富田林店〔☎(24)3135〕（午前9時30分～午後7時30分）※日曜日、祝日は午後6時まで、水曜日休店。

◆上野スポーツ河内長野店〔☎(53)5005〕（午前10時～午後8時）※日曜日、祝日は午後7時まで、水曜日休店。

問い合わせ 生涯学習課〔☎(26)8062〕

## 《主な注意事項》

■小学3年生以下（午後5時以降に利用する場合は小学生以下）の子どもが利用する場合は、必ず保護者が同伴し、子どもと一緒にプールの中に入ってください（子ども2人までにつき、保護者1人が同伴してください）。

■25℃プールでは、学年に関係なく130歳未満の子どもは、安全管理上、保護者の同伴が必要となります。同伴する場合、保護者は必ず子どもと一緒にプールの中に入ってください。

■眼鏡、ガラス製ゴーグルを掛けたままでの遊泳はできません。

■浮き輪やビーチボールは使用できますが、極端に大きい物や中に重りの入っている物は使用できません。

■光化学スモッグや雷注意報が発表された場合など、臨時でプールを閉鎖することがあります。

■プールでは係員の指示に従ってください。詳しくは、アクアパークきらめきホームページ〔<http://tondabayashi-pool.jp/guide/>〕をご覧ください。



7月14日(土)、オープニング市民プール「アクアパークきらめき」の施設概要・利用方法など  
開場期間 7月14日(土)～8月31日(金) ※期間中は無休、ただし悪天候などにより休止する場合があります。  
開場時間 午前10時～午後6時 ※ただし、8月1日(水)は正午まで。  
※駐車場はありません。ご利用ください。  
※来場には公共交通機関をご利用ください。

利用料金（2時間）  
◆大人（高校生以上） 2000円  
◆小・中学生 1000円  
◆小学生未満 無料  
◆障がい者 無料（付き添い1人まで無料）  
※入場時に、券売機で利用券を購入し、受付に提示してください。利用券は当日のみ有効です。  
※退場時に、受付に利用券を再度提示し、時間延長がある場合は追加料金を精算してください。1時間延長の場合は半額です。  
問い合わせ  
生涯学習課〔☎(26)8062〕  
アクアパークきらめき  
〔☎(24)8801〕（7月14日(土)～8月31日(金)）

7月14日(土)、オープニング市民プール「アクアパークきらめき」

## 対象者に 「がん検診（乳がん・子宮頸がん） 無料クーポン券」を送付しました

本市では、健康づくりの目標に「がん検診受診率50％超」を掲げています。

そこで、がん検診受診率向上対策の一環として、国が指定する年齢の人に「がん検診無料クーポン券」を送付しています。

6月下旬に同クーポン券を対象者に送付しました。検診の申し込み方法や実施場所など詳しくは、同クーポン券に記載していますので、ご確認の上、受診してください。

### 有効期限（実施期間）

平成31年3月31日(日)まで  
※有効期限間際は大変混み合いますので、予約が取りにくくなりますので、余裕を持って早めに申し込み、受診してください。

### 対象者

◆乳がん検診  
・昭和52年4月2日～53年4月1日生まれの女性（40歳）

◆子宮頸がん検診

・平成9年4月2日～10年4月1日生まれの女性（20歳）

※年齢は30年4月1日時点での満年齢です。現在の年齢とは異なりますのでご注意ください。

※同クーポン券は30年4月20日時点で本市に住民登録がある人にお送りしています。

※同クーポン券の送付対象者以外の人でも無料でがん検診を受けられます（20ページ参照）。

お問い合わせ 保健センター  
(☎28)5520)

## マイナンバーカードの日曜交付

同カードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。

申請者本人がお越しください。

とき 7月1日(日)、8月5日(日)、午前9時～正午

ところ 市役所地下会議室(日曜窓口コーナー)

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課（内線131、132）

## 夏の 交通事故 防止運動

もうすぐ夏休みです。子どもたちは、外で遊ぶ機会が多くなりますが、夏休みの開放感と暑さなどで注意力が鈍り、交通事故に遭いやすくなります。

自転車の事故は依然多く、ルールやマナーを守らない自転車も多く見受けられます。また、行事やイベントが増える夏は、飲酒運転が増加する傾向にあります。そこで、7月1日(日)～31日(火)の1カ月間「夏の交通事故防止運動」が実施されます。

重点項目とスローガンは次のとおりです。

重点項目  
○子どもの交通事故防止  
○自転車の安全利用の推進

○二輪車の交通事故防止  
○飲酒運転の根絶  
スローガン  
●とびださない ぼくとままとの おやくそく  
●自転車は 車といっしょ 左側  
●慌てるな 無理なすり抜け 事故のもと  
●一杯で 消える未来と 消せぬ罪  
皆さんのご理解とご協力をお願ひします。  
お問い合わせ 道路交通課  
(内線416)

## 四季雑感

富田林市長 多田 利喜

平成最後の夏を迎え、時代が移り変わることを強く感じる時季となりました。私たちの身の回りにも、スマホに始まり「AI」や「IR」など瞬時に理解しにくい言葉が数多く見受けられます。そのような中、新しい時代に向かって、一步一步進んでいるのが、現在の状況だと思えます。



一方、地方自治体は、その多くが人口減少、少子高齢化の流れの中で「何とか打開策を」とさまざまな施策に取り組んでいます。本市の場合は「子育てするなら富田林」をキャッチフレーズに各種施策を展開してきましたが、このたび、民間研究機関が発表した「自治体子育てランキング」によりますと、本市は関西圏で第9位、府内で第3位にランク入りしました。その基準となったものは「住人の評価」「幼稚園や保育所のキャパシティ面」「子ども1人当たりの子育て関連予算」の3つの観点で、子育てのしやすさを点数化し、総合ランキングが作成されたものです。

このような高い評価をいただくことは、大きな喜びであると同時に、いっそう子育て支援を充実させ、子育て世代に安心感を高めていただけるよう努めていきたいと思えます。また、昨年の広報7月号でもふれましたが、「セカンドライフを送りたい街ランキング」でも関西圏で第2位にランク入りしたことを改めて報告させていただきます。



## 家庭的保育事業 がスタートして います

家庭的保育事業とは、平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」の地域型保育事業の一つとして位置付けられ、家庭的保育者の居宅やその他の場所で、最大5人の0～2歳児を家庭的な雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する認可保育事業です。

### 家庭的保育施設 チアメイト梅の里オープン

今年4月にオープンした家庭的保育施設「Kōtona」(寺池台一丁目)に次いで、2カ所目となる家庭的保育施設「チアメイト梅の里」(梅の里二丁目)が6月にオープンし、子どもの受け入れを開始しています。  
問い合わせ こども未来室  
(内線292)



## パンフレット 「親の離婚と子どもの気持ち」 子どもの気持ちに寄り添って」 を作成しました

子どもにとって、親の離婚はとても大きな出来事です。今、離婚のことです。自身が不安を感じておられるように、子どももたくさん不安を感じています。そこで、本市では、離婚に伴う子どもの不安軽減を図るため、子どもの年齢に応じた関わり方のアドバイザー、ひとり親家庭に対す

る支援制度と相談先を紹介するパンフレットを作成しました。  
パンフレットは、こども未来室や市民窓口課などに備え付けています。また、子育て応援サイトTon-ton on (<http://ton-ton.jp>)からもご覧いただけます。  
問い合わせ こども未来室  
(内線206～208)

## ひとり親家庭を支援しています！

本市では、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図ることを目的に、次の給付金を支給し、ひとり親家庭を支援しています。

### 母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

**対象者** 市内在住のひとり親家庭の親で、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

**対象講座** 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座

**支給額** 対象講座の受講のために支払った費用（入学料および受講料に限る）の60%を支給

※支給額の上限は20万円です。ただし、支給額が1万2000円を超えない場合は支給の対象になりません。

※雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格者は、雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給します。

※同事業の利用には、受講開始前の事前相談と対象講座の指定申請手続きが必要になります。また、指定講座受講終了後に支給申請が別途必要です。詳しくは、お問い合わせください。

### 母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

**対象者** 市内在住のひとり親家庭の親で、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

**対象資格** 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師

#### 給付金の種類

①訓練促進給付金 支給期間の上限は3年間で、次の金額を支給

◆市・府民税非課税世帯＝月額10万円

◆市・府民税課税世帯＝月額7万5000円

②修了支援給付金 各資格の養成課程修了後、次の金額を支給

◇市・府民税非課税世帯＝5万円

◇市・府民税課税世帯＝2万5000円

※同事業の利用には、事前相談が必要になります。

※修業年限が1年以上の養成機関において修業する場合のみ対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

※平成30年度より、准看護師養成機関を修了した人が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で就学する場合、通算3年分の給付金の支給ができるようになりました。

### ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

**対象者** 市内在住のひとり親家庭の親または児童で、申請者が児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

#### 給付金の種類

①受講修了時給付金 受講後に、対象講座の受講のために支払った費用（入学料および受講料に限る）の20%を支給

※支給額の上限は10万円です。ただし、支給額が4000円を超えない場合は支給の対象になりません。

②合格時給付金 合格後に、対象講座の受講のために支払った費用（入学料および受講料に限る）の40%を支給

※①と②を合わせた支給額の上限は15万円です。

※同事業の利用には、受講開始前の事前相談と申請手続きが必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ こども未来室（内線206～208）

ファミリー・サポート・センター事業

「援助会員になってあなたの子育ての経験を生かしてみませんか」

ファミリー・サポート・センター事業は、子育てを「援助してほしい人（依頼会員）」と「援助したい人（援助会員）」がそれぞれ会員となり、地域のつながりで子育てを助け合えるように支援する事業です。

◆援助会員を募集しています

現在、援助会員の登録が少なく、依頼会員への紹介がスムーズにできない状況となっております。

「私も誰かの役に立つことができれば…」と子育てが一段落したので、自分の経験を生かしたい…」とお考えの人は、ぜひ会員登録をお願いします。

◆依頼会員の登録も随時受け付けています

仕事や用事などで子育てに困ったときにご利用いただけますので、ぜひご利用ください。

いずれも、会員登録は無料です。会員になって、地域とのつながりを深めましょう。

会員の声を紹介します

＜＜依頼会員の声＞＞

・子どもに「今日のお迎えは〇〇（援助会員）さんだよ!」と言うと、とても嬉しそうにするので、安心してお願いしています。私も仕事に集中でき、本当に助かっています。

・出勤時間が早く、保育園へ送って行くことができないので、援助会員さんをお願いしています。朝早くから預かっていたら、とても感謝しています。

＜＜援助会員の声＞＞

・習ったばかりの字で、「ありがとう」の気持ちがいっぱい詰まったお手紙をもらい、とても感動しました。  
・「お野菜は嫌い」と言いながらも、「おばちゃんのご飯はおいしい」と残さず食べてくれるのが嬉しいです。



援助会員として9年目を迎えた浅川さん

○援助会員 心身共に健康で子育てに理解があり、自宅で子どもを預かることができる人  
○依頼会員 生後2カ月から小学6年生までの子どもがいて、子育ての手助けをしてほしい人  
○両方会員 依頼会員と援助会員の両方を兼ねることができる人

援助できる内容 子どもの習い事の送迎、保育施設への送迎や学童保育終了後の預かり、保護者が買い物や習い事などリフレッシュに出掛けるときの預かりなど  
※子どもが病気のときの預かりや病院への送迎はできません。  
利用時間 午前6時～午後10時  
利用料金（援助会員への報酬） 月々金曜日 1時間 700円、土・日曜日、祝日、時間外（午前6時～7時と午後9時～10時） 1時間 800～900円  
申し込み 入会者の写真（縦3×横2.5センチ）2枚と印鑑を持参し、こども未来室（内線205）へ

「暮らしの便利帳」をお届けします

本市では、市民サービスの向上と地域の活性化を推進するため、「暮らしの便利帳」第4版を作成し、7月中に市内の全戸に配布します。

同便利帳には、市役所での各種手続きなどの行政情報をはじめ、市内の史跡やイベント情報なども掲載されています。保存版としてご家庭に常備していただき、ご利用ください。  
同便利帳は、市と広告代理店との官民協働事業として作成に取り組み、各団体および事業者の皆さんのご協力により完成させることができました。ご協力いただきました皆さん、ありがとうございました。  
※7月中にご家庭に届かない場合は、協働事業者（株）イネックス（☎072-931-3050）までご連絡ください。  
問い合わせ 情報公開課（内線181）

市ウェブサイトにはバナー広告を掲載しませんか

本市では、市民の皆さんの利便性の向上と、財源の確保に努めるため、市ウェブサイトにはバナー広告を掲載しています。

広告主を随時募集（トップページ）は月額1万円、「魅力発信観光ポータルサイト」は月額5000円、「大分類の各ページ」は月額各3000円、それぞれ

3カ月単位で掲載）していただきますので、ぜひ企業や商品の宣伝、イメージアップに本市バナー広告の掲載をご検討ください。  
※申し込み方法など詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

問い合わせ 情報公開課（内線326）



# 指定管理者を 公募します

本市では、公の施設の管理運営に当たり、サービスの向上や効率的な運営を図るため、指定管理者制度を導入しています。

このたび、今年度で指定期間が満了する施設について、平成31年度から35年度までの指定管理者を公募します。

## 対象施設《担当課》

- ・市民総合体育館他21施設 および総合スポーツ公園
- 《生涯学習課》(内線585)
- ・レインボーホール(市民会館)《生涯学習課》(内線582)
- ・すばるホール《生涯学習課》(内線582)
- ・総合福祉会館《地域福祉課》(内線282)
- ・コミュニティセンター(かがりの郷)《地域福祉課》(内線282)
- ・ケアセンター(けあばる)《地域福祉課》(内線282)

**申し込み** 7月2日(月)～8月23日(木)(土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時30分)に、各担当課で配布する募集要項に従い、8月10日(金)～23日(木)(土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時30分)に、各担当課へ

※募集要項は、市ウェブサイトからダウンロードできます。

## 現地説明会を開催します

各募集施設にて現地説明会を開催します。  
日程や申し込み方法など詳しくは、各担当課にお問い合わせいただくか、市ウェブサイトでご確認ください。

## 「とんだばやしふるさと寄附金」 返礼品の協力事業者を募集しています

本市では、ふるさと納税を通じて、市の魅力発信や地元特産品などのPRを一層推進するため、返礼品の提供にご協力いただける市内の事業者を随時募集しています。

返礼品の要件や申し込み方法など詳しくは、「とんだばやしふるさと寄附金返礼品等取扱要領」をご覧ください。

※同取扱要領は市ウェブサイトからダウンロードもできます。

**問い合わせ** 都市魅力創生課 (内線420)



## レインボーホール(市民会館) レストランの運営事業者を募集します

同ホールレストランの運営事業者が7月末をもって営業を終了するに当たり、今秋のオープンをめざして、新たなレストラン運営事業者を募集します。

**申し込み** 7月2日(月)～8日9日(木)(土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時30分)に、生涯学習課で配布する募集要項に従い、8月2日(木)～9日(木)(土・日曜日を除く、午前9時～午後5時30分)に、同課〔☎(26)8056〕へ

※募集要項は市ウェブサイトからダウンロードもできます。

# 貸し農園・ 市民体験農園 利用者募集

## 《貸し農園》

### ◆たけちゃん農園

ところ 錦織北

利用料 年額①6000円、②1万2000円(1

区画①約33平方メートル、②約66

平方メートル)

問い合わせ 竹野さん〔☎90(4295)7415〕

### ◆なの花畑

ところ 佐備

利用料 年額5万円(1区画約40平方メートル、種、苗、肥料、農具使用料など含む)

※駐車場、農業用水、トイレ、休憩所あり。

問い合わせ 東さん〔☎(34)5351〕

### ◆松村ファーム

ところ 龍泉(JA大阪南

ライスセンター前)

利用料 年額1万8000円

区画①約3万8000円(1区画85～156平方メートル)

※駐車場、農業用水道あり。

問い合わせ 松村さん〔☎90(5663)6237〕

### ◆錦織西田農園

ところ 錦織北一丁目

利用料 月額5000円(1区画50平方メートル、インストラクター常駐、完全指導型)

※駐車場、水道、貸し農具あり。

問い合わせ 西田さん〔☎(23)3674〕

### ◆もときりんファーム

ところ 龍泉

利用料 年額1万8000円(1区画約80平方メートル)

※駐車場、農業用水道、トイレあり。

問い合わせ 福田さん〔☎(34)2136〕

### ◆西田農園

ところ 錦織北二丁目

利用料 月額1500円(1区画約25平方メートル)

※駐車場あり。

問い合わせ 西田さん〔☎90(9861)1616〕

### ◆horikawa小規模農園B

ところ 山中田町一丁目

利用料 年額1万円(1区画約35平方メートル)

※駐車場、農業用水道あり。

問い合わせ 堀川さん〔☎90(6987)3817〕

## 《市民体験農園》

### ◆平町農園

ところ 平町

利用料 年額3500円(1区画15平方メートル)

問い合わせ 奥本さん〔☎(26)1063〕

# 原子爆弾被爆者見舞金の申請を

昭和20年8月に広島と長崎に原爆が投下され、今年8月で73年が経ちますが、今なお17万人以上の人が健康被害に苦しんでいます。本市では、世界でただ一つの戦争被爆国として、戦争や原爆の記憶を風化させ

ないよう、平和の実現に取り組むとともに、本市在住の被爆者に対して、激励と福祉の増進を目的とした見舞金を支給しています。対象者 「原子爆弾被爆者」に対する援護に関する法律に基づき諸手当を受け

ている人で、今年4月1日以前から引き続き本市に居住し、住民基本台帳に記載されている人  
申し込み 印鑑、手当の証書(写し可)、金融機関の通帳(写し可)を持参し、7月31日(火)までに地域福祉課(内線282)へ  
※昨年、見舞金を受け取った人には申請用紙を送付しましたが、7月6日(金)までに申請用紙が届かない場合はご連絡ください。

## 戦時品・遺品を探しています

8月10日(金)〜12日(日)に、すばるホールで、「第34回平和を考える戦争展」を開催します。この戦争展は、戦争の悲惨さや平和の尊さについて考え、語り合っています。ただくために毎年開催しています。

本市では、戦争展で展示する戦時品や遺品を探しています。展示を通して、平和への願いを次の世代に伝えていくため、ご協力をお願いいたします。  
問い合わせ 人権政策課 (内線472)

# 男女共同参画フォーラム分科会 実施団体(グループ)募集!

本市では、男女が互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、男女共同参画フォーラム「Belie in ひろっば」を開催しています。

ど)で講座などの分科会を企画・実施する団体(グループ)を次のとおり募集します。  
とき 12月8日(土)、午前10時〜11時45分  
ところ すばるホール  
募集団体 2団体  
申し込み 人権政策課で配布する申込用紙などに必要事項を記入し、8月3日(金)までに、同課(内線474)へ

同フォーラムにおいて、市の事業を受託して、男女共同参画に関するテーマ(働く女性、子育て・介護者支援、男性の家事・育児、セクハラ、DV、性的マイノリティ)への理解促進な

※実施団体は、応募書類による選考で決定します。

## ～あなたの街のパートナー～人権擁護委員をご存じですか

今年是人権擁護委員制度が創設されて70周年を迎えます。平成30年7月現在、本市においては、11人の人権擁護委員が活動しています。

### ■人権擁護委員ってどんな人

人権擁護委員は法務大臣から委嘱を受けて活動している民間ボランティアです。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動をしたりしています。また、小学校において思いやりの大切さなどを伝える人権教室なども実施しています。

### ■人権擁護委員制度のあゆみ

人権擁護委員制度は、日本国憲法施行から間もない昭和23年7月に基本的人権の保障を十全なものとするため、人権擁護局が設置され、同局の活動を補助するものとして創設されました。

### ■ひとりで悩まないで～人権相談のご利用を～

人権擁護委員の活動の一つである人権相談は、法務局、地方法務局またはその支局で実施しています。また、市役所でも月1回「人権なんでも相談」を実施しています(24ページ今月の相談参照)。相談は無料で、秘密は厳守します。いじめ、差別、虐待などで困ったら一人で悩まず人権擁護委員にご相談ください。

問い合わせ 人権政策課 (内線472)

## 男女共同参画関連講座「恋愛にまつわるエトセトラを考えるワークショップ」

学校で、部活で、アルバイト先で。恋人と、先輩と、友人との間で。「何も言わなかったらYES?」「自分の意思を伝えたら、嫌われてしまうかも…」などと思ったことはありませんか。

「どうして自分の気持ちを言い出しにくいのか?」「断られるとなぜ傷つけられたような気持ちになってしまうのか?」「皆はこう言うけど、それって本当?」など、恋愛にまつわるアレコレについて、一緒に考えましょう。

とき 7月21日(土)、午後5時〜6時30分

ところ トピック (きらめき創造館)

対象者 中学生、高校生、大学生など10〜20歳代の人

定員 20人 受講料 無料

申し込み 7月6日(金)〜、Eメールで講座名、住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、人権政策課〔(内線474)・Eメールjinken@city.tondabayashi.lg.jp〕へ(申し込み先着順、電話申し込み可)

# 第1回 市産学官連携交流会を開催します

市内にあるものづくり企業の交流を深め、地域の経済活性化を図るため、同交流会を開催します。

第1部では、「市ものづくり技術推進事業」などの紹介と「事業承継の集中支援について」をテーマにセミナーを実施します。第2部では、企業間の交流を目的に立食形式での「産・学・官」懇親会と名刺交換会を開催します。

とき 7月12日(木)、午後4時～6時45分

ところ レインボーホール(市民会館)

内容 ①第1部Ⅱセミナー(午後4時～5時45分)、

②第2部Ⅱ懇親会・名刺交換会(午後5時45分～6時45分)

※第1部、第2部のみの参加可。

対象者 市内のものづくり企業の経営者など

定員 各60人  
参加費 ①無料、②1500円

申し込み 商工観光課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、7月6日(金)、

ファクスまたはEメールで、大阪府立大学研究推進本部

URASセンター(☎072(254)7475・EメールURAcen@uaoosakat

fu.ac.jp)へ(申し込み先着順)

※申込書は、市ウェブサイ

トからダウンロードもできます。

問い合わせ 同センター(☎072(254)9128)

## 市営葬儀対策委員会委員を募集

本市では、市民の皆さんから幅広いご意見をいただき、公衆衛生事業をより推進するため、平成30・31年度の市営葬儀対策委員会委員を募集します。

対象者 市内在住で市営葬儀の在り方について関心のある20歳以上の人

※ただし、葬儀業者などの関係者は除きます。

募集 2人(申し込み多数の場合抽選)

任期 32年3月31日(火)まで

申し込み 7月20日(金)(必着)までに、衛生課に備え

付けの申込用紙に必要事項を記入し、同課(内線14

9)へ

※申込用紙は、市ウェブサイトからダウンロードもできます。

## 「み・し尿処理施設」の見学者を募集

南河内環境事業組合では、ごみ・し尿処理方法を皆さんに理解していただくために、ごみ・し尿処理施設の見学者を随時募集しています。なお、同組合では「環境ふれあい見学会」として20～25人程度の団体について、バス送迎を実施しています(7月27日(金)まで受け付け、申し込み多数の場合抽選)。

詳しくは同組合ホームページ(<http://www.mina-nikawachi-kankyo.or.jp>)

を閲覧ください。

問い合わせ 同組合(☎6584)

## おでかけサポート！ ハローワークin大阪狭山市

ハローワークまで遠くてなかなか行けない人などのために、身近な場所で求人情報の提供と職業紹介をしますので、この機会にぜひご利用ください。

なお、ハローワークカードをお持ちの方は、同カードを持参してください。



とき 7月24日(火)、午後1時～4時(受け付けは、午後3時30分まで)

※来場者多数の場合は、受付終了時間を早める場合があります。

ところ 大阪狭山市役所3階第1会議室(大阪狭山市一丁目2384の1)

※当日、直接会場へ。

問い合わせ 大阪狭山市農政商工グループ(☎072(366)0011)

## ～お仕事をお探しの人へ～「職業訓練ガイダンス」に参加してみませんか？

とき 7月6日(金)、31日(火)、午後2時～4時

ところ ハローワーク河内長野(河内長野市昭栄町7の2)

内容 職業訓練制度の説明、学校紹介、個別面談

参加費 無料

※申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ ハローワーク河内長野(☎(53)3081)

## 業務用計量器の定期検査

商取引や証明用として使用される計量器は、計量法の規定により、定期検査に合格しないと使用できません。

事前に府計量検定所より「定期検査通知書」が届きます。定期検査が右表のとおり実施

とき	午前10時30分～午後0時30分、 午後1時30分～3時30分
7月	19日(木) レインボーホール(市民会館)
	20日(金) JA大阪南(大伴営農経済センター)
	23日(月) 中央公民館
	24日(火) 青少年スポーツホール
	25日(水) JA大阪南(東條支店)
	26日(木) 市民総合体育館

されますので、必ず受けてください。

問い合わせ 府計量検定所(☎072(872)7801)



# 7月は 河川愛護月間

～みんなで  
ごみをなくそう、  
水をきれいに～

資源ごみの分別収集や再利用などにより、ごみの減量化が図られつつありますが、依然として街中や河川敷へのポイ捨てが多く見られます。これらのごみは、降雨などにより河川や海に流入し、生活環境やさまざまな生物に悪影響を及ぼしています。

本市では毎年3月に、市民参加による石川大清掃を実施しています。また、定期的に市職員らが庁舎周辺や河川敷を清掃しています。府では「ごみをなくそう。水をきれいに！」を合言葉に6～7月の2カ月間キャンペーンを実施しています。身近な河川の美化・清掃について、皆さんのご協力をお願いします。

また、炊事・洗濯・入浴などの生活排水も河川や海の汚れの大きな原因です。河川の水質を良くするには、生活排水の浄化を進めることが重要です。河川の汚れを最小限にとどめるために「水にやさしい心遣いと気配り」をお願いします。  
問い合わせ みどり環境課 (内線432)

## ごみ収集車の 火災事故が発生

先日、収集物が原因と考えられる、ごみ収集車の火災事故が発生しました。火災事故の原因の多くは、中身が残ったままのガス缶やスプレー缶、使い捨てのライターなどがごみに混入され、収集時にこれらから漏れたガスや燃料に火花が引火したことが原因と考えられます。

**収集作業中の火災事故を発生させないために**  
ガス缶やスプレー缶を捨てる時は、必ず中身を使い切ってから風通しが良く火の気のない所で穴を開け、資源カン・ビンの収集日に出してください。  
使い捨てのライターは残ったガスを出し切ってから燃えるごみで出してください。

## 市緑の基本計画の改定に向けたアンケート調査にご協力を

本市では、「緑」に関する基本的な方針である「市緑の基本計画」の改定に取り組むに当たり、市民の皆さんから幅広いご意見をいただくため、アンケート調査を実施します。

18歳以上の市民の中から無作為に抽出された3000人の皆さんに、7月中旬にアンケート調査票の郵送を予定していますので、回答にご協力をお願いします。  
問い合わせ みどり環境課 (内線431)

## ゲリラ豪雨や竜巻に注意してください

近年、異常気象により、局地的に大気の状態が不安定となり、急速に積乱雲が発達して急に強い雨が降る「ゲリラ豪雨」が発生しやすい傾向にあります。ゲリラ豪雨が発生すると、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、総雨量は少なくとも短時間で甚大な被害が発生することがあります。また、積乱雲の発達は、竜巻が発生する要因にもなり、全国的に被害が起こっています。

災害から身を守るために、どのような場所で災害や事故が発生するのかを想定し、日頃から対策を考えておくことが大切です。

### ゲリラ豪雨によって発生する被害

- 急な川の増水で中州に取り残される
- アンダーパス（立体交差のため周辺の地面より低い道路）の冠水
- マンホール、水路などへの転落
- 地下施設への浸水

### こんなときは要注意

- 最新の天気予報で「大気の状態が不安定」「雷、突風、ひょうに注意」「竜巻注意情報」とテレビやラジオなどで報道されているとき
- 急に冷たい風が吹いてきたとき
- 黒い雲が近づいてきたとき
- 雷が近くで発生したとき
- 川の水かさが増えてきたり、水が濁ってきたりしたとき

外出の際には、最新の気象情報を確認し、危険な場所には近づかないようにしましょう。

問い合わせ 危機管理室（内線9503）

## 防火管理者資格取得講習会

消防法の規定により、一定基準以上の建物には防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を実施しなければなりません。

市消防本部ではこの資格を付与するための講習会を実施します。  
8月23日(木)、24日(金)、午前9時～午後4時

(全2回)

ところ 市消防本部

定員 80人

受講料 1450円（テキスト代含む）

申し込み 7月23日(月)～27日(金)午前9時～午後5時

に、市消防本部予防課 ☎(23)1124へ(申し込み先

着順、電話申し込み不可)



## 後期高齢者医療に関するお知らせ

### ■後期高齢者医療被保険者証が変わります

8月より「後期高齢者医療被保険者証」が「水色」に変わります。

新しい被保険者証は、7月中に送付します。有効期限は平成31年7月31日(金)までの1年間です。

### ■保険医療機関などでの自己負担割合

自己負担割合は、毎年8月1日現在で当該年度（4月から7月までは前年度）の「地方税法上の各種所得控除後の所得（課税標準額）」により定期判定します。

医療機関での自己負担割合は、「一般の人は1割」、「現役並み所得者は3割」となります。

ただし、現役並み所得者として3割負担と判定された場合でも、次の要件に該当するときは、福祉医療課に申請（基準収入額適用申請）することで、申請の翌月から1割負担に変更することができます。

◇同一世帯に被保険者が1人の場合＝被保険者本人の収入額が383万円未満のとき

◇同一世帯に被保険者が複数いる場合＝被保険者の収入の合計額が520万円未満のとき

◇同一世帯に被保険者が1人で、かつ70歳以上75歳未満の人がいる場合＝被保険者本人の収入額が383万円以上で、被保険者本人および70歳以上75歳未満の人の収入の合計額が520万円未満のとき

問い合わせ 福祉医療課（内線158、159）

### ■後期高齢者医療制度保険料の決定

平成30年度の後期高齢者医療制度保険料の決定（本算定）に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書および納入通知書を7月中に送付します。保険料の納入方法は、年金からの天引きで納める特別徴収と、市から送付する納付書や口座振替などで納める普通徴収の2通りに分かれます。

なお、特別徴収を口座振替に変更することもできます。希望される人はお問い合わせください。また、納付方法をすでに口座振替にされている人でも特別徴収となる場合があります。引き続き口座振替を希望される場合は、納付方法変更申出書の提出が必要です。7月27日(金)までに提出いただくと、10月支給分の年金から適用されます。

### ■「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」と「後期高齢者医療限度額適用認定証」の交付

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」は、保険医療機関などの窓口で提示すると、医療費、入院時食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯に属する被保険者が対象です。引き続き対象となる人には、8月1日(金)より有効の減額認定証を、7月中に送付します。また、平成30年8月より現役並み所得者で住民税課税所得が145万円以上690万円未満の人は「後期高齢者医療限度額適用認定証」の交付対象となります。申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

## 国民健康保険に関するお知らせ

### 限度額適用認定証などの申請を

国民健康保険に加入している、70歳未満の人および、70歳以上75歳未満の現役並み所得者で住民税課税所得が145万円以上690万円未満の人が、入院や外来診療などで医療機関を利用し、窓口での医療費の支払額が自己負担限度額を超えた場合、「限度額適用認定証」を提示することで、窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。必要な人は交付申請をしてください。

また、市民税非課税世帯に属する人には、窓口での高額な医療費の支払額が自己負担限度額までとなるとともに、入院時の食事代の一部負担（標準負担額）が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しますので、必要な人は申請してください。

※すでに「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人も、有効期限が7月31日(金)となっていますので更新が必要です。

### 申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
  - ・高齢受給者証（70歳以上75歳未満の人）
  - ・入院時の領収書（平成29年8月以降の入院日数が90日を超えている人）
  - ・前住所地の市区町村が発行する世帯全員の平成30年度の所得証明書（30年1月2日以後に本市に転入した人）
- 申し込み** 保険年金課（内線150、151）または金剛連絡所へ

## 国民健康保険・後期高齢者医療共通

### 8月診療分から70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が変わります

医療機関に支払った自己負担額が自己負担限度額を超えたとき、その超えた額が高額療養費として支給されます。8月より、70歳以上の国民健康保険加入者と後期高齢者医療加入者の自己負担限度額（月額）が下表のとおり変更になります。

### ●自己負担限度額（月額）

所得区分	7月まで		8月から	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	住民税課税所得 690万円以上	5万7600円	25万2600円+(医療費-84万2000円)×1割 [14万100円(※1)]	5万7600円 [4万4400円(※1)]
	住民税課税所得 380万円以上		16万7400円+(医療費-55万8000円)×1割 [9万3000円(※1)]	
	住民税課税所得 145万円以上		8万100円+(医療費-26万7000円)×1割 [4万4400円(※1)]	
一般	1万4000円 (年間上限額 14万4000円)	5万7600円 [4万4400円(※1)]	1万8000円 (年間上限額 14万4000円)	5万7600円 [4万4400円(※1)]
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	8000円	2万4600円	2万4600円
	低所得Ⅰ		1万5000円	1万5000円

(※1) 過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

問い合わせ 国民健康保険については保険年金課（内線150、151）、後期高齢者医療については福祉医療課（内線158、159）

## 介護保険に関するお知らせ

### 平成30年度介護保険料決定通知書を送付します

平成30年度の介護保険料を、29年中の所得と世帯の住民税課税状況を基に決定しましたので、65歳以上の人（第1号被保険者）に「介護保険料決定（更正）通知書兼特別徴収開始通知書」を7月中旬までに送付します（なお、介護保険料は3年に1度見直しされることになっており、これにより30年度より介護保険料額が変わりました）。

同通知書には、30年度の年間保険料額を記載しています。今回決定した年間保険料額から、4月に仮決定した保険料額（普通徴収の人は4～6月分、特別徴収の人は4・6・8月分）を差し引いた額を残りの納付月に納めていただきます。市から送付する納付書で納付する普通徴収の人は取扱金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店または市役所で納入期限内に納めてください。特別徴収の人は、保険料を年金からの天引きにより納めていただきます。

#### ■介護保険料の減免制度

次のいずれかの要件を満たす人は、申請により、保険料が減免されます。

- ・天災や火災で著しい被害を受けた人
- ・主たる生計維持者の予定外の失業などにより収入が著しく減少した人
- ・住民税非課税の人で、生活保護法に規定する要保護者で生活保護を受けていない人
- ・住民税非課税の人で、預貯金などがあるために生活保護法に規定する要保護者とならない人のうち、預貯金などの世帯合計額が350万円以下の人

**問い合わせ** 高齢介護課（内線175、176）

### 介護保険施設に入所（ショートステイ含む）する人へ

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設）への入所・入院、ショートステイにかかる食事代、居住費（滞在費）は保険給付の対象外ですが、所得状況によっては負担の軽減（補給給付）を受けることができます。介護保険施設を利用する予定があり、要件に該当する人は高齢介護課へ申請してください。

※更新対象者には、6月中に申請書を送付しています。

**対象者** 住民税非課税世帯に属し、次の要件を全て満たす人

- ・本人および配偶者の預貯金などが単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下である人
- ・配偶者が住民税非課税の人

**持ち物** 印鑑、預貯金などが確認できる預（貯）金通帳などの写し（配偶者分も含む）

※適用開始日は申請月の初日からとなります。

※非課税年金（遺族年金や障がい年金など）も収入として勘案されます。

**問い合わせ** 高齢介護課（内線177、179）

### 介護保険サービス利用時の利用者負担割合が見直されます

8月1日(※)より、介護保険制度の持続可能性を高めるため、利用者負担割合が見直され、負担割合2割の人のうち特に所得の高い人の負担割合が3割になります（下表参照）。

要介護認定を受けている第1号被保険者の利用者負担割合		
本人の合計所得金額が220万円以上	下記以外の場合	3割
	同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他合計所得金額が単身で340万円未満（年金収入のみの場合は344万円未満）または、2人以上で463万円未満の場合	2割
本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合	2割
	同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他合計所得金額が単身で280万円未満または、2人以上で346万円未満の場合	1割
本人の合計所得金額が160万円未満		1割

※ただし、1カ月の利用者負担には、上限額が設けられています。詳しくは、お問い合わせください。

#### ■介護保険負担割合証を送付します

現在、介護保険負担割合証をお持ちの人は、7月31日(※)で有効期限が切れます。

引き続き、要介護等の認定を受けている人に、新しい介護保険負担割合証を7月中に送付しますので、8月1日(※)以降に介護保険サービスをご利用になる場合は、利用している介護サービス事業所などに介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

**問い合わせ** 高齢介護課（内線177、179）

## 保険料の納付は便利な口座振替で

普通徴収対象者の国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、市から送付する納付書によって保険料取扱金融機関、コンビニエンスストア（後期高齢者医療保険料を除く）、MMK設置店（後期高齢者医療保険料を除く）または市役所で納めていただくことになっています。

保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預（貯）金口座から引き落としされる口座振替が便利で確実です。

普通徴収の対象者で口座振替を希望される人は、納入通知書と預（貯）金通帳、通帳の印鑑を持参し、保険料取扱金融機関、または国民健康保険料については保険年金課、介護保険料については高齢介護課、後期高齢者医療保険料については福祉医療課で手続きをしてください。

※また、引き落としを希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）を市役所または金剛連絡所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができる「ペイジー口座振替受付サービス」の取り扱いもしています。対応している金融機関など詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 保険年金課(内線152、156)、高齢介護課（内線175、176）、福祉医療課（内線158、159）